

## 募 集 要 項

採用庁	最高裁判所
官職	裁判所職員臨時措置法において準用する一般職の職員の給与に関する法律（以下「給与法」という。）第6条に規定する行政職俸給表（一）適用の裁判所事務官
採用予定分野及び採用予定人数	情報基盤関係業務 1人 （裁判手続のIT化及びクラウド化に対応する裁判所の情報通信基盤の企画、設計、構築及び運用保守等に係る業務）
採用予定日	令和3年8月1日（任期は令和6年7月31日まで） ※採用日については、本人の事情等を考慮して8月2日以降とすることもある。
受験資格	<p>1 学歴不問</p> <p>なお、(1)のいずれかの職務経歴及び(2)のいずれかの資格を有する者が望ましい。</p> <p>(1)ア 各府省，地方自治体又は民間企業のネットワークシステム（ユーザ数1,000人程度以上）の企画，設計，開発，構築又は運用・保守等の業務経験を5年以上有すること</p> <p>イ 各府省，地方自治体又は民間企業の業務系情報システムの企画，設計，開発，構築又は運用・保守等に係る業務経験を5年以上有すること</p> <p>ウ 各府省，地方自治体又は民間企業の情報システムのクラウド化への移行若しくは新規構築に関する企画，開発，または，クラウド化された情報システムの運用・保守等の経験を有すること</p> <p>エ AWS又はMicrosoft Azureを用いた情報システムの構築に関わった業務経験を有すること</p> <p>(2)ア 情報処理技術者資格（応用情報処理技術者試験若しくは高度試験又はこれらに相当する試験に合格した者）</p> <p>イ ITスキル標準V3「ITアーキテクト」，「ITスペシャリスト」いずれかのレベル3以上</p> <p>2 以下に該当する者は受験できない。</p> <p>(1) 日本の国籍を有しない者</p> <p>(2) 国家公務員法第38条の規定に該当する者</p> <p>(3) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）</p>
選考方法	<p>1 書類選考</p> <p>2 口述試験</p> <p>(1) 1次試験（1の合格者に対し，オンライン（Zoomミーティングの方法）により実施する。）</p> <p>(2) 2次試験（2(1)の合格者に対し，対面により実施する。）</p>

## 募 集 要 項

<p>試験日時及び 試験場所</p>	<p>1 口述試験（1次試験） 日時 別途通知する（書類選考の合格者に随時実施予定）</p> <p>2 口述試験（2次試験） 日時 別途通知する（6月中旬以降） 場所 最高裁判所</p>
<p>応募受付期間 及び受付時間</p>	<p>受付期間 令和3年5月13日（木）から6月9日（水）まで 受付時間 午前8時30分から午後11時59分まで</p>
<p>応募方法</p>	<p>1 郵送の場合 応募者は、人事局総務課職員任用第一係宛てに電話連絡の上、履歴書を令和3年6月9日（水）午後11時59分（必着）までに、同係宛てに郵送する。 なお、履歴書には、必ず連絡先となる電話番号及びメールアドレスを明記し、写真（6か月以内に撮影したもの）を貼付する。 <u>履歴書を郵送する際、応募封筒の表及び履歴書の上部余白に「任期付選考」と朱書きする。</u></p> <p>2 <u>民間の人材紹介サービスを通じて応募する場合</u> <u>当該サイトの定める方法による。</u></p>
<p>給与</p>	<p>原則として、264,200円から393,000円までの範囲（令和3年8月1日現在のもの）で職歴等により個別に決定される。このほか、給与法等の定めるところにより、諸手当が支給される。</p>
<p>その他</p>	<p>口述試験（2次試験）に合格し、採用される方には、各自で健康診断を受検し、結果を提出していただきます。</p>
<p>問合せ先</p>	<p>最高裁判所事務総局人事局総務課職員任用第一係 電話 03-3264-8111（内線3324） 住所 〒102-8651 東京都千代田区隼町4-2</p>

最 高 裁 判 所